

問4-4 廃棄物処理施設建設工事における競争性を高めるための方策についての意見	
1	1. 積算体系の確立：下水道における下水道事業団のような役割を環境省や全都清が担い、積算体系を確立させる。 2. システムの標準価格を定める：焼却方式及び処理能力別に徹底的にコストダウンを図った、システムモデルを設定する。 3. 各メーカーのシステムについて標準化させる：炉や燃焼設備を除き、標準化させ、コストダウンを図る。
2	技術提案を受け、総合評価落札方式で入札を行う。
3	・公募による競争入札の実施。 ・浸出水処理施設建設工事は「性能発注」方式から「図面発注」方式とし、業者の公募競争入札の実施
4	・炉の形式を限定せず参加企業を広く募集する。 ・PFIの場合は失格要件を厳格にしすぎない。
6	発注仕様を極力一般的なものにすることで、入札に参加しやすくなる
7	可能な限り、民間事業者の創意工夫が発揮できるような発注方式を採用する。
8	廃棄物処理施設については、各プラントメーカーの独自性があり、共通的な発注仕様（発注者の意図する）をかためることが難しい（性能発注の場合）したがって、設計段階から競争させる（競技コンペなど）ことが発注側からは有利ではないか
9	あまりにも特殊な設備の統合体なので、積算方法が確立せず、業者（メーカー）の見積書が優先されている。公表されている積算仕様に基づく設計ができれば、多数の業者が参加可能となり、必然的に競争性が高まると考える。
10	廃棄物処理施設における処理技術は、各メーカーとも独自のものを採用している事が多く、メーカー主導の性能発注方式がほとんどという現状にある。これを図面発注方式にすることで、より多くの業者の参加が見込まれると思われることから、CM方式が広く検討されればよいのではないかと。
11	地方自治体は、実績を発注時の条件としており、新規参入企業の門戸が閉ざされていることも競争性を低くしている要因と思われる。実績と同等となる様な明確な担保があれば参加企業を増やし、競争性を高めることができると考えます。
12	建設工事完了後に行う、工事成績評定書を広く全国レベルで公開したらどうでしょうか。廃棄物処理施設に限ったことではありませんが、自治体の公共呼応時については、1自治体の評定しか受けないことになります。その評定を全国レベルで公開することにより、企業は工事に対してより正確、安全に施工を行うでしょうし、自治体としても信頼性、確実性が生まれると考えます。
13	一般廃棄物処理施設の選定においては、技術力のある大手メーカーによる機種が選定対象となることから、競争原理が働きにくいと思われる。今後は、長期的運営性能発注や、PFI事業の採用により長期的財政負担の軽減を行う必要があると思われる。
14	施設整備のトータルコストを含め、プラントメーカーの提案を受け業者選定をする方法。なお、トータルコストについては数施設の実績を元に資料提出を求める。
15	各社の技術提案内容の聞き取り調査会の実施
16	一般競争入札方式等の採用
17	発注する案件によって異なるが、計画処理量、処理方法、建設方法、建設規模、工事範囲等を条件に定めて、それ以上の元請として受注した実績条件として定め、それにより競争性を高め、条件付き一般競争入札とする。
18	見積もりに対する十分な調査が必要、その調査結果に基づいた予定価格の設定。
19	性能発注方式をやめて、積み上げ方式を取り入れる（国交省方式）
20	以前は建設業者（焼却炉については特にそうであった）（特に規模の大きな設備については）が数社しかなかったため、見積価格ほどの業者も同じであったが、最近は数多くのプラントメーカーが参入しているので、以前よりは競争性は高いのではないかとと思われる。とはいえ、まだ十分ではないと思う。規模の大きな自治体は設備の数も複数あり、建設の経緯も豊かで、ノウハウもあるのでよいのですが小規模な自治体では15～20年に一度になるのでいつも初めての経験になってしまうので、中立性の高い専門機関（コンサル？）が必要であると思う。
21	特に、廃棄物処理施設については、建設工事はもとより、完成後の性能維持にも関わってくるため、性能試験結果によっては、法基準や発注仕様書以上の性能を発揮して十分過ぎる成果を上げることも考えられます。その成果を全国レベルで広めることにより、技術力の競争性でなく、建設工事についても価格競争を高めることができると考えます。

問 4.5 廃棄物処理施設の建設と維持管理に係る入札及び契約等の発注関係業務についての課題

1	既存施設の維持管理については、プラント全体の機能保証との関連から一般的にプラントメーカー（系列会社を含む）との随意契約としてきているが、競争性の導入と透明性の確保の観点から、見直しの検討を行っている。（具体的には分離発注を検討。）
2	・最終処分場の維持管理については、搬入受付事務と浸出水処理施設管理業務を分担して委託しているが、建設に携わっていない業者であるため施設運営のノウハウを発揮することが難しい。 ・建設に係る基本構想、整備計画、実施設計の委託業務が結果的にはメーカーの本社限定となっており、様々な考え方がなかった。
3	維持管理に係る業務は、その施設を建設したプラントメーカーと関連がある会社との契約となることが多いことから、拡大性能発注やPFI事業の採用を検討する必要がある
4	プラントの維持管理に必要となる、物品・修繕については、特殊性という関係から、建設工事を担当したプラントメーカー以外での対応は難しいということで、ほとんどがプラントメーカーとの随意契約となる。競争性の維持ができないという欠点（難点）がある。
5	廃棄物処理施設の建設にはメーカー独自の技術（特許等）が使われているため、維持補修を他の業者が行うことが困難であり、入札に適していない。
6	建設工事、役務等の指名願が提出されているものについては、発注の際に考える余地はあると思うが、建設を請け負った業者が経費面、管理面でも内容を熟知していると思われるので随意契約になる可能性はあると思われる。
7	性能発注形式が多いと思うので、発注側がいかに詳細に内容を把握するかが重要であると考え
8	維持管理に係る入札は、事実上困難な状況となっている。この理由としては、 ・使用機器に汎用品が少なく特注品が多い ・他のメーカーに依頼すると設計費が加算され、より高くなる ・特許権から他のメーカーに依頼できない 等々の理由から、形式的な入札になり易く、入札が不利な契約になることも考えられる
9	維持管理委託について、機械に精通しているということで、施工業者に発注することが多くなってしまふ。
10	維持管理契約の場合、技術管理者を広域市町村エリアに配置することにより、契約額が押さえられる。
11	処分場浸出液処理施設建設工事の場合、施設の性能が発注通りであるかを確認することが難しい（竣工からしばらくは雨水しか処理しないので、汚水処理とは言い難く、BOD、CODも低いため）
12	工程の調整を考慮し、プラント工事、建築工事の分離発注
13	維持管理に係る契約については、納入業者との随意契約にならざるを得ない
14	廃棄物処理施設の維持管理は、全般的に知識、経験を要求されるため、競争性を持たせることが困難である。一方、公共事業において、経済性および公平性を当然求めるべきであるという矛盾がある。
15	建設費用と維持管理費用等総合的に考えなければ低入札だけでは判断できない。維持管理は従前の委託業者の関係から入札制度に踏み切れない。
16	施設建設の維持管理を建設にたずさわったプラントメーカーまたはプラントメーカー関連のメンテナンス会社にするか、全くちがう維持管理会社にするかが課題と考えます。故障時の責任分担があいまいになったり、修理の時間が必要になったり、プラントと関連のない管理会社とした場合、自治体には大きなリスクがかかると考えます。プラント関連のメーカーとでは、時代の流れの中で随意契約が難しいことを考えると大きな課題ではないでしょうか。
17	1)施設の建設は、性能発注方式のため精通した担当者が必要となる。また、頼りとなるコンサルについても、中立性の確認が必要であり、現状では、民間業者については、中立性、信頼性に疑問が残る。 2)維持管理に係る入札・契約については、メーカー傘下のメンテナンスとなりやすく、他との競合が出来にくくなることがあるため、施設間での情報交換が重要である。設備機器メーカーはプラントメーカーに左右されやすいため注意が必要だ。
18	<リサイクルプラザ>リサイクル施設については、必ずしもメーカーが維持管理に当たらなくてもリスクは比較的小さいようである。 <ごみ焼却施設>便宜的に見れば、建設と施設の維持管理は同一の方が都合が良い場合が多い。しかしながら、管理委託にかかる経費が高目で、かつ技術ノウハウや維持経費の算出に関し、発注者が従属依存的になってしまうことが懸念される。

問46 公共工物品質確保法の課題と、国からの情報提供等についての意見

問46-① (技術提案の求め方・提案の範囲についての課題)

1	技術的数値を明示し、マスコミ等を利用して、公募により業者参加機会を作ること。また提案には業者は費用がかかるため、リスクを少なくする方法が課題
2	入札事務の煩雑化
3	機種選定を経て発注仕様ができることから、排ガス品質保証値や発電能力などが重視されると思われる。従来の性能発注では、仕様の差が確認されにくいと思われる。
4	建設、維持管理のコストと技術の比較が難しいため、結局は従来どおり価格での評価となるのではないか。
6	施工計画、工程管理、施工上配慮すべき事項、品質管理方法等を発注側と相談すること。
7	性能保証施工発注の場合、発注者側の地域性を考慮した建設が可能なのか技術情報をいただきたい
8	地方自治体は大規模な施設整備の経験が少なく、技術提案、範囲について何を求めるのかの判断に困るため、ガイドラインがあればよい
9	提案範囲については、難易度の高い工事が対象となることが考えられるが、現在、品確法関係について石川県の作業部会で検討中である
10	現在国土交通省などが行っている行っている説明会などにより情報収集をしている段階のため、課題として整理できていない
11	技術提案を行ったからといって、メーカーの思い通りに建設できるわけではない。発注した自治体のさまざまな制度、経験、思想などにより制限されることがある。この点をしっかりとメーカーに理解させる必要がある。
12	焼却施設の技術提案には企業のノウハウがかなりのウエイトをしめると考えます。企業がどこまで技術を公開し、説明できるかが大きな課題と考え、採用者側(自治体)としては建設にかかわるすべての部分を公開してもらうことが必要と考えます。
13	見積り発注仕様書の作成、見積設計図書の審査から発注仕様書の作成にいたる中で十分な検討協議が必要である。

問46-② (技術提案の審査・評価についての課題)

1	審査評価の公平性、透明性の確保。特に契約者決定までの経過の情報開示が求められる。
2	審査委員の確保
3	設備の延命化による機器更新時期の設定値の評価について、その信頼性に対する評価方法を確立する必要がある。
4	建設、維持管理のコストと技術の比較が難しいため、結局は従来どおり価格での評価となるのではないか。
5	学識経験者の意見を聴くなど運用面で工夫し発注側の意見を聴くようにすること
6	専門知識を有した職員や機関の確保
7	新技術審査・評価についての研修会を設けていただきたい
8	評価の判断ができる人材不足
9	廃棄物処理施設については専門知識を要すると思われ、自治体職員では審査・評価は困難である
10	民間コンサルタントより財団関係で審査、評価してもらったほうが中立、平等で適していると思う。
11	評価方法、結果を明確にしなければならない。数値化は非常に明確で手法としては有効だと思うが、点数の配分、評価項目の設定が難しい。
12	提案された技術が本当に採用側(自治体)に必要なものであるかと判断することはかなり難しい。また、その技術力が金額として正当なものであるのかとの判断も同じである。たしかに専門知識者や経験者とともに検討するのだが決定に際しては時間がかかり必要と考える。
13	提出された実施設計図書について信頼性に足りるコンサルタントと共に、業者ではなく施主主導の審査・評価について必要な協議検討を行う。

問46-③ (予定価格の設定についての課題)

1	廃棄物施設の場合、特殊製品などが多く、単価決定までに時間がかかる場合が多い。
2	予定価格と技術提案の評価バランス
3	一括見積の採用を回避をする必要がある。
4	最も優れた提案が採用できるように、学識機経験者の意見を聴くようにつとめたい
5	独自の価格評価ができない(メーカー側の見積より価格を算出している)
6	コンサル等に委託、または業者から見積書を参考に予定価格を設定せざるを得ない状況である
7	ごみ処理施設建設費の一般的な相場がないため、予定価格の設定が難しい。
8	上記の問題とあわせて、技術力を金額におきかえることになるのだが、予定価格と技術評価が合わない部分が出た場合どうするのか。長い期間使用する施設を金額で判断すると、法の改正や社会動向のなかで、改造等の問題が発生してくるのではないかと。しかし、金額に一定の歯止めも必要と考える。
9	当施設では、見積りでは約21億円、整備計画書では約8割の17億円、入札では12億円弱となり(中身は色々あるが)、金額の確認については、専門紙等の実績による単価/k0を参考にすることでしか確認方法がないに等しい。

問46-④ (国に求めたい情報)

1	<ul style="list-style-type: none"> ・本方式実施のための詳細マニュアル ・審査委員等の人材情報
2	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案として業者に求めるべき評価項目の例示 ・発注者のタイプ(経済性重視、環境性重視)に分けた評価項目の比較表作成方法等の例示 ・直近の廃棄物処理施設発注入札情報(炉形式別、発注者、発注方法、落札額等)
3	発注関係事務を適切に実施することができるように職員の育成
4	品確法については、準備(市町村)ができていないと思われるので、国や県に基本的な事項の提供されることが必要(課題はその後に出てくると思われる)
5	標準歩掛のようなものを全国の実績より策定できないものか
6	最新技術および施設規模に応じた建設・処理方式の情報
7	先進自治体の例
8	建設工事終了後、施設の運転状況等の事後調査報告(施設の不具合や請負業者の対応等について)
9	総合評価における、審査、評価の手引きのようなものがあれば良いと思う。
10	全国の施設建設状況と建設に伴う問題や今後の課題を取りまとめて、定期的に公表してもらい、これから建設を予定している自治体の参考にできる資料を製作して欲しい。
11	上記の課題から、建設費等の詳細な情報が必要であります。事業費内訳等各自治体の提出物について、情報があればもっと計画的に事業が進められると思います。実施する自治体にとっては、この事業は毎年実施することがないので、手探りの部分が多いと思われます。
12	建設実績等の評価は、民間コンサルタントでは必ず利害の多少がからむことは避けられない。公明公正な評価機関はやはり国が関与した第三者機関が望ましいのではないかと。

問46-⑤ (工事の監督・検査及び工事成績評定についての課題)

1	監督・検査等を専門に行う職員の確保
2	プラント工事に用いる詳細な評価項目の設定が必要である。
3	メーカー独自の技術で建設しているため、特許等のある設備の評価が困難である。
4	通常より頻度を増やし、監督体制を整備
5	弱小自治体では、専門職の確保が困難であり、コンサルタント等に業務委託することになるが、信頼の置ける業者選定が課題と思う。
6	工事成績評定の点数のつけ方に工夫をしていただきたい。創意工夫等の提案があった場合加算することになっているが、補助対象施設の場合軽微変更箇所が多くなる
7	工事の品質が適正かどうかの判断を性能面で判断するのは難しい
8	現行の執行体制では可能な範囲が限定される。法においては、成績評定の活用が規定されているが、自治体統一の評定基準が必要ではないかと思う
9	廃棄物処理施設のプラント部分は専門的な経験がないので、監督、検査および成績評定が難しい。施工管理のコンサルタントにゆだねる部分がほとんどである。
10	総合評価を行った項目に概念的、抽象的なものがあるとその項目についての検査、評定が困難となる。
11	請負業者の技術向上に伴い自治体職員の知識の向上が必要。工事の結果が成績評定のみとなっているので、すばらしい施工を行った時には別の方法での評価も必要ではないか。
12	発注仕様書に基づいて提出された実施設計図書に沿って設計協議を実施し、どのように施工されるか、メーカー提出設備を、コンサルタント、建築士も含め十分な協議をし、納得できるようなプラントとなるよう心がけたい。

国への意見・要望などの自由記載欄

1	<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模により適正な設計価格（建築単価基準）の提示 ・プラント設計技術師（士）制度の創設（自治体職員の資格取得制度）都道府県単位
2	性能発注には、あいまいな（判断がつかない）部分があるので、性能発注の手引き等の見直しが必要であると思う。（細部にわたり検討していただきたい）
3	焼却施設の新設や建替え時に、どこの自治体が計画中であるか、どの自治体が建設中などの情報やデータを提供してもらえることによって、スムーズな実施や計画が行えると考えます。施設を建設すると、1施設で約30～35年間使用します。当時の建設スケジュールなどは次の建設にはほとんど役立つものではなく、その時代に合った進め方が必要です。必要なときに、同じような自治体と、問題や課題を共有することにより、解決する時間が短くなったり、より適切なアドバイスがもらえると考える。
4	1つの自治体で情報収集を行うと限りがあり、時間もかかります。全国の自治体の状況がわかる情報を発信していただければと思います。